

厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準	百分の七十
指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定により、指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当労務継続支援B型事業所に置くべき職員指導員若しくは生活支援員又はサービス管理責任者の員数を満たしていないこと。	

十二 介護給付費等単位数表第16の1の共同生活援助サービス費の注5の(1)の厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準及び所定単位数に乘じる割合

指定共同生活援助事業所(指定障害福祉サービス基準第二百八条第一項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。)の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における共同生活援助サービス費については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところとする。

厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準	百分の七十
指定障害福祉サービス基準の規定により、指定共同生活援助事業所に置くべき世話人又はサービス管理責任者の員数を満たしていないこと。	

○厚生労働省告示第五百五十一号

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める施設基準を次のように定め、四の口及び五以外については平成十八年十月一日から、四の口及び五については平成十九年四月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

一 指定療養介護の施設基準

イ 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第七十一号)別表介護給付費等単位数表(以下「介護給付費等単位数表」という。第4の1のイの療養介護サービス費(I)を算定すべき指定療養介護の単位(障害者自立支援法第五百二十三号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。第五十条第三項に規定する指定療養介護の単位をいう。以下同じ。)の施設基準

当該指定療養介護の単位ごとに置くべき指定療養介護の単位をいう。以下同じ。(一)の施設基準

当該指定療養介護の単位(以下この号において「生活支援員」という。生活支援員として看護師を配置している場合にあつては、平成二十一年九月三十日までの間、看護師以外の生活支援員の員数として生活支援員として配置されている看護師の員数に一・五を乗じて得た数の合計数とする。以下この号において同じ。)が、常勤換算方法(指定障害福祉サービス基準第二条第十五号又は障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十二号。以下「指定障害者支援施設基準」という。第二条第十五号に規定する常勤換算方法をいう。以下同じ。))で、前年度の利用者(介護給付費等単位数表第4の1の注2に規定する者を除く。口から二までにおいて同じ。)の数の平均値を二で除して得た数以上であること。

ロ 介護給付費等単位数表第4の1の口の療養介護サービス費(II)を算定すべき指定療養介護の単位の施設基準

当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を三で除して得た数以上であること。

ハ 介護給付費等単位数表第4の1のハの療養介護サービス費(III)を算定すべき指定療養介護の単位の施設基準

当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を四で除して得た数以上であること。

ニ 介護給付費等単位数表第4の1のニの療養介護サービス費(IV)を算定すべき指定療養介護の単位の施設基準

当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を六で除して得た数以上であること。

ホ 介護給付費等単位数表第4の1のホの療養介護サービス費(V)を算定すべき指定療養介護の単位の施設基準

当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、指定障害福祉サービス基準附則第三条第二項の規定により読み替えて適用される指定障害福祉サービス基準第五十条第一項第三号に規定する数以上であること。

二 指定生活介護等の施設基準

イ 介護給付費等単位数表第5の1のイの生活介護サービス費(I)を算定すべき指定生活介護等の単位(介護給付費等単位数表第5の1の注3に規定する指定生活介護等の単位をいう。以下同じ。)の施設基準

当該指定生活介護等の単位ごとに置くべき指定障害福祉サービス基準第七十八条第一項第二号又は指定障害者支援施設基準第四条第一項第一号に規定する看護職員、理学療法士及び作業療法士並びに生活支援員(以下この号において「生活支援員等」という。)の員数の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者(介護給付費等単位数表第5の1の注2の(1)又は(2)のいずれかに該当する者を除く。口から二までにおいて同じ。)の数の平均値を一・七で除して得た数以上であること。

ロ 介護給付費等単位数表第5の1のロの生活介護サービス費(II)を算定すべき指定生活介護等の単位の施設基準

当該指定生活介護等の単位ごとに置くべき生活支援員等の員数の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を二で除して得た数以上であること。

ハ 介護給付費等単位数表第5の1のハの生活介護サービス費(III)を算定すべき指定生活介護等の単位の施設基準

当該指定生活介護等の単位ごとに置くべき生活支援員等の員数の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を二・五で除して得た数以上であること。

ニ 介護給付費等単位数表第5の1のニの生活介護サービス費(IV)を算定すべき指定生活介護等の単位の施設基準

当該指定生活介護等の単位ごとに置くべき生活支援員等の員数の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を三・五で除して得た数以上であること。

ホ 介護給付費等単位数表第5の1のホの生活介護サービス費(V)を算定すべき指定生活介護等の単位の施設基準

当該指定生活介護等の単位ごとに置くべき生活支援員等の員数の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を四で除して得た数以上であること。

ト 介護給付費等単位数表第5の1のトの生活介護サービス費(VI)を算定すべき指定生活介護等の単位の施設基準

当該指定生活介護等の単位ごとに置くべき生活支援員等の員数の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を四・五で除して得た数以上であること。